

大阪府内産木材利用促進モデル整備等業務（その1） に係る企画提案公募要領

大阪府では、大阪府内産木材の利用の促進を目的に「大阪府内産木材利用促進モデル整備等業務（その1）」を実施します。

この業務については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集・決定します。

1 業務名

大阪府内産木材利用促進モデル整備等業務（その1）

(1) 業務の趣旨・目的

平成22年に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行され、大阪府では、大阪府有施設や大阪府の事業において木材特に大阪府内産木材の使用を進めてきた。また令和元年度からは市町村及び都道府県において森林環境譲与税を財源として、適切な森林の維持管理やこれにつながる木材利用の促進の取組が行われることとなった。こうしたことから大阪府内の市町村でも木材利用の取組が積極的に行われることが期待されている。

しかし、まだまだ地元産材である大阪府内産木材を使用した施設整備の事例は少なく、また、府内産木材のサプライチェーンの構築も未成熟であるなど、実際に木材利用を実施・検討する際に必要となる情報が不足していることが課題となっている。

今回の事業は、その課題を解決することを目的に、主に府内産木材を活用した木材利用モデル事業として、大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）1階フェスパにおいて、内装木質化や木製什器を導入することにより、利用者にとって魅力ある木質化空間を創出するとともに、この業務実施過程において得られる木材利用に取り組む上で有用となる情報について取りまとめを行い、市町村職員等に向けた現地研修会や資料（市町村職員向けの木材利用マニュアル）作成をして情報発信を行う業務を実施するものである。

- 注
- 1) 内装木質化：床・壁・天井などの内装に木材を使用すること。
 - 2) 木製什器：木製の机・椅子・棚・パネルなどの機材
 - 3) 木質化空間：木材を使用し、木材の良さを感じることのできる空間

(2) 業務概要

業務場所：大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）1階フェスパ エリアA及びB

業務内容：府有施設（大阪府咲洲庁舎1階フェスパ）の一部の空間を活用し、新たに内装木質化や木製什器を導入して利用者にとって魅力ある木質化空間を創出する木材利用モデル事業を実施するものである。

また、この業務を実施する過程で得られる、木材利用に取り組む上で有用となる情報について取りまとめを行い、市町村職員等に向けた現地研修会を実施して情報発信するとともに、業務情報資料（市町村職員向けの木材利用マニュアル）の作成を行うものである。

ア 木質化空間の整備

イ 業務情報の取りまとめ並びに現地研修会及び資料作成

(3) 委託上限額

金 29,700千円(税込)

2 スケジュール

令和3年6月4日(金)	公募開始
令和3年6月15日(火)	説明会開催
令和3年6月23日(水)	質問受付締切
令和3年7月21日(水)	提案書類提出締切
令和3年8月3日(火)	選定委員会
令和3年8月下旬頃	契約締結
令和3年8月下旬頃	事業開始
令和4年2月25日(金)	事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更

生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）
 - イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
 - ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和3年6月4日（金）から令和3年7月21日（水）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

イ 配布場所及び受付場所

大阪府環境農林水産部みどり推進室森づくり課森林支援グループ

住 所：大阪市住之江区南港北1-14-16

電話番号：06-6210-9556

ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、大阪府ホームページ（http://www.pref.osaka.lg.jp/mi_doriki_kaku/shinrinkankyozei/r3model.html）からダウンロードできます。（郵送による配布は行いません。）

エ 受付期間

令和3年7月8日（木）から令和3年7月21日（水）まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 10 時から午後 5 時まで)

オ 提出方法

新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、電子メールによる受付とさせていただきます。

受付期間内に電子メールアドレス (midori-kankyo-g10@sbox.pref.osaka.lg.jp) あてに、申請書類 (PDF ファイル) を送信してください。

電子メール送信後、必ず電話にて当課 (06-6210-9556) あて受信の確認をお願いします。

(電話は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 10 時から午後 5 時まで)

電子メール受信により受付を行います。電子メール送信後、速やかに応募書類を当課あてに郵送等にて送付してください。

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類 (以下、記載例)

ア 応募申込書 (様式 1 : 5 部 (正本 1 部、副 (コピー) 4 部))

イ 企画提案書 (様式 2 : 5 部 (正本 1 部、副 (コピー) 4 部))

ウ 応募金額提案書 (様式 3 : 5 部 (正本 1 部、副 (コピー) 4 部))

エ 事業実績申告書 (様式 4 : 5 部 (正本 1 部、副 (コピー) 4 部))

オ 共同企業体で参加の場合

①共同企業体届出書 (様式 5 : 1 部)

②共同企業体協定書 (写し) (様式 6 : 1 部)

③委任状 (様式 7 : 1 部)

④使用印鑑届 (様式 8 : 1 部)

カ 誓約書 (参加資格関係) (様式 9 : 1 部)

キ 定款又は寄付行為の写し (1 部) (原本証明してください。)

ク ①法人登記簿謄本 (1 部)

・法人の場合に提出してください。

・発行日から 3 カ月以内のもの

②本籍地の市区町村が発行する身分証明書 (1 部)

・個人の場合に提出してください。

・発行日から 3 カ月以内のもの

・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明 (1 部)

・個人の場合に提出してください。

・発行日から 3 カ月以内のもの

・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

ケ 納税証明書 (各 1 部) (未納がないことの証明 : 発行日から 3 カ月以内のもの)

①大阪府の府税事務所が発行する府税 (全税目) の納税証明書

・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

- コ 財務諸表の写し（1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）
- ①貸借対照表
 - ②損益計算書
 - ③株主資本等変動計算書
- サ 公共施設等における木材利用実績がわかる書類（1部）
- 過去5カ年の主な実績がわかるもの。実績がない場合は、該当なしで提出してください。
- なお、公共施設等とは、一般に公開されている施設で、非住宅のものとしします。
- シ 障害者雇用状況報告書の写し又は障がい者雇用状況報告書（常用雇用労働者43.5人未満の事業主用）（1部）
- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常用雇用労働者数が43.5人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書」の写し
 - ・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出してください。）
 - ・報告義務のある方のみ提出してください。
 - ・常用雇用労働者43.5人未満の場合は、障がい者雇用状況報告書（常用雇用労働者43.5人未満の事業主用）（様式10）を提出してください。
- (3) 応募書類の返却
- 応募書類は理由の如何を問わず、返却しません。
- なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。
- (4) 応募書類の不備
- 応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。
- (5) その他
- ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。
- イ 応募書類はモノクロ（白黒）としてください。ただし、企画提案書に添付する書類（デザインパース等）は必要に応じてカラーも可とします。
- ウ 応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（CD-R等）での提出もお願いします。
- エ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。
- ＜記入例＞「大阪府内産木材利用促進モデル整備等業務（その1）」提案書
株式会社〇〇（法人名）
- オ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。
- カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとしします。

5 説明会

(1) 開催日時

令和3年6月15日（火） 午前10時から午後2時まで

※ 午前に説明会実施後、開催場所1階において引き続き現地説明会を行います。

(2) 開催場所（地図参照）

大阪府咲洲庁舎 41 階 会議室大（住所：大阪市住之区南港北 1-14-16）

(3) 申込方法

- ア 電子メール（mi.dorikankyo-g10@sbox.pref.osaka.lg.jp）又はFAX（06-6210-9551）で参加事業者名、参加者職氏名、連絡先及び参加人数を明記の上、申し込みください。
- イ 電子メールで申し込む場合、「件名」に「【説明会申込：大阪府内産木材利用促進モデル整備等業務（その1）＜企業名＞】」と明記してください。
- ウ 口頭、電話による申し込みは受け付けません。

(4) 説明会への申込期限

令和3年6月10日（木） 午後5時まで

(5) その他

説明会では、本業務のほか、「大阪府内産木材利用促進モデル整備等業務（その2）」の説明会も併せて実施します。

6 質問の受付

(1) 受付期間

令和3年6月17日（木）から令和3年6月23日（水） 午後5時まで

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：mi.dorikankyo-g10@sbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

- ア 「件名」に「【質問：大阪府内産木材利用促進モデル整備等業務（その1）＜企業名＞】」と明記し、本文に事業者名、担当者職・氏名及び連絡先電話番号を記載した上で、質問事項をお書きください。

なお、質問内容の趣旨等の確認をさせていただく場合があります。

- イ 電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。正午から午後1時を除く。）
- ウ 電話、FAXでのお問い合わせはご遠慮ください。
- エ 質問への回答は以下リンク先の大阪府ホームページに掲載し、個別には回答しません。
（大阪府ホームページ <http://www.pref.osaka.lg.jp/mi.doriki.kaku/shinrinkankyozei/r3model.html>）

7 審査の方法

(1) 審査方法

- ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。
- イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。
プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。
- ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。
なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。
- エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
木質化空間の整備	ア 業務の目的を理解した上で、整備する木質化空間の内容や手法について、下記1～5の内容を踏まえて、どのようなコンセプトで考えたのかがわかるような具体的な提案がされているか。	
	1: 人目や手で触れる箇所にできるだけ多くの木材を使用するなど、施設の利用者が木の良さを体感でき、公共空間に相応しいデザインを考慮した提案がされているか。	20点
	2: 大阪府内産木材を主体とする具体的な提案がされているか。 ※大阪府内産木材の使用量、全木材に占める府内産木材の割合及び府内産木材の調達体制により審査する。	20点
	3: 単純に木材を利用しただけの内容ではなく、施設やエリアの特徴を踏まえた提案がされているか。	6点
	4: エリアの利用形態・目的から逸脱せず、周囲との施設・構造物との調和を図った提案がされているか。	6点
	5: 類似の機能を持った施設において参照にできるように、施設の特徴を活かしながらも、モデル性(普遍性)を持つような提案がされているか。	6点
イ 上記の整備内容及び手法に基づいて、下記1～3の内容を踏まえて、実際に木質化を行うための具体的な設計が提案されているか。		
	1: 利用者の利便性・使いやすさを考慮した構造となっているか。	6点
	2: 内装木質化をする場合、既存の建築躯体・構造体に影響が生じない組立式等で設置できるような構造となっているか。	6点
	3: 維持管理がしやすいようメンテナンスの手間が少なく、破損時における部材交換が容易な構造となっているか。	6点
ウ 整備にかかる積算経費についてわかりやすく具体的な提案がされているか。		
	算出に当たって内装木質化に使用する木材及び木製品の価格と施工費・設置費・運搬費等は区分けしてわかりやすく提案がされているか。	4点
現地研修会及び業務情報の取りまとめ	ア 木材利用に取り組む上で有用となる情報についての取りまとめる内容や方法、また現地研修会の方法について、次の提案が具体的に示されているか。	
	1: 木材利用に取り組む上で有用となる情報について、効率よく内容を整理して提案がされているか、またわかりやすく木材利用マニュアルとして取りまとめる方法について提案がされているか。	3点
	2: 施工中しか見られない情報も含めて、効果的に発信する現地研修会の内容や手法の提案がされているか。	3点
事業実績	事業執行能力を有しているか。 ・納税証明書、財務諸表等 ・公共施設等での木材利用実績	3点
障がい者雇用	常用労働者43.5人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。又は、常用労働者43.5人未満の場合、1人以上障がい者を雇用しているか。	1点
(価格点の算定式) 満点 × 提案価格のうち最低価格 / 自者の提案価格 ※参考 委託上限金額を上回る提案価格の場合は点数に関わらず失格とする。		10点
合計		100点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択にかかわらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を大阪府ホームページにおいて公表します。(大阪府ホームページ http://www.pref.osaka.lg.jp/ni_doriki_kaku/shinrin_kankyozei/r3model.html)

応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

①最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

* 品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額

②全提案事業者の名称 * 申込順

③全提案事業者の評価点 * 得点順 内容は①に同じ

④最優秀提案事業者の選定理由 * 講評ポイント

⑤選定委員会委員の氏名及び選任理由

⑥その他(最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由)

(4) 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。

(2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。

(3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書(様式11)を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。

(4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。

(5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

(6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付

しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。

イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。

ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

(7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。

イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

9 その他

応募提案に当たっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守してください。